

資料②

□新しいサービス費体系(案)□

②-1

特別な支援を要する人のサービス費(加算)

個別サービス費

固定経費
(人件費・ランニングコスト・事務費等)

支援尺度による個別支援計画を作成

- ◎利用者のサービスの選択権を重視する。
- ◎平均障害区分を撤廃する。
- ◎固定経費は、月額を保障・定員払いとする。
- ◎個別サービス費・特別な支援を要する人のサービス費(加算)は日額とする。

新しいサービス体系の日額・月額のあるり方

		日中活動支援	居住生活支援	
日額	}	特別な支援を要する人のサービス費	特別な支援を要する人のサービス費	土・日・祝祭日の 日中の支援費
		個別サービス費	個別サービス費	
月額	}	固定経費	固定経費	

- 居住生活支援(施設入所支援及びケアホーム)の最低基準の配置等を明確化。
- 個別サービス費及び特別な支援を要する人のサービス費は個別給付とすること。
- 固定経費における人件費の積算根拠は定員による配置基準を基礎とする。
- 生活(夜間体制)に係るサービス費等は、土・日・祝祭日の日中支援のサービス費を含んで月額とする。

【事例】指定障害者支援施設による勤務形態

②-3

		月	火	水	木	金	土	日	
24時間	8時間	施設入所支援							
	8時間	生活介護					?	?	
	8時間	施設入所支援							

- 日中活動事業の利用日数は月の日数に8日を引いた利用日(30-8=22日)
- 人員に関する基準において土・日の昼間をどのサービスで行なうのか？
- ※ 施設入所支援の夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施となっているが提供をどの様に行うのか？個別支援とは・・・？